

第三十八回国
参議院内閣委員会會議録第十八号

(三二二)

昭和三十六年四月十三日(木曜日)

午前十四時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 顕道君
山本伊三郎君

委員 大泉 寛三君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴岡 智夫君
横川 正市君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 池田正之輔君
國務大臣 小澤佐重喜君
國務大臣 迫水 久常君

政府委員

行政管理庁長 山口 西君
行政管理庁長 曾田 忠君
経済企画庁長 松本 一郎君
科学技術 政務次官 島村 武久君
科学技術 長官官房長 久田 太郎君
科学技術 計画局長 太田 文吉君
科学技術 原子力局長 文吉君

文部大臣官房長 天城 勲君
文部省管理局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○科学技術會議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○原子力委員會設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員會を開会いたします。

科学技術會議設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方々は、小澤行政管理庁長官、山口行政管理局長、久田計画局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○千葉信君 行政管理庁長官にお伺いいたしますが、行政管理庁の方から資料として「懇談会等行政運営上の会合について」という資料をいただきました。この資料を見ますと、大体従来論議のあった各種審議、協議、懇談会等の関係について、おおむね了承できる線がはつきり出ておるのでござい

ます。すいぶんむだな時間をかけ、むだな手間をかけながらも、やっとなんて到達したことは私も大いに了いたします。ただ、この間の内閣委員會の

総務長官との質疑応答の中で、この審議会の整理もしくは今後嚴重に法律で規制をしていくという方針等について

は御答弁がありました。今私のいただいたこの資料にも、だれが発出するものか、だれが通達を出すものか、受け取る方は各省ということになって

います。その発出者がこの資料には記載されておられません。これは行政管理庁として、だれの名前でこれを発出されるのか、まずそれから伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 文書の形式といたしましては、行政管理局長名で発出したしております。

○千葉信君 そのすると、この通牒だけでは私はその効果が期待できないというところの問題が残つてくると思ひます。第二に、この通牒は、今の御答弁によりますと、第二に基づく権限によつて行政管理庁が行なつたもの、厳格に言えば第二の第三の措置ではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山口西君) 第三号にありますが、権限に基づきまして発したものでござい

ます。

○千葉信君 私の解釈通りですか。ということになりまして、この第三号の権限に基づいて、行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び監督を行なうこと、要するに、この管理局長の名前で行なう通達、行政管理庁からの各省庁に対する勧告でございます。私は、当面しては、この問題は、勧告をして、それから各省庁が、あらためてこの勧告に基づいてどういう施策をするかという結果を待つては、困るのは私じゃなくて、政府だと思ひます。今内閣委員會で三つか四つの各省設置法が採決されましたが、自余のものはこれからの審議でございます。しかも、これから審議する各省設置法の中に、問題になった違法の措置をとつてゐる省庁がかなりあります。それからこの一週間以來、私の手元に、とうとう行政管理庁の方から正式に資料をもらえなかつたので、私の方の立場から調査をしまして、表面に出ました法律違反の懇談会あるいは審議會、協議会、名前を持ち出して

もよろしゅうございしますが、この前申し上げたように、二十七ばかり残つております。これは行政管理庁に要求して出してもらつた資料では出ておらない。全くの非合法で、しかも、人目をたぶらかしてつてきた組織、極端にいへばそうなります。ところが、この一週間來、私が正確に把握してゐる以外のところにもたくさんあるというところを、行政管理庁の中の職員が私のところへ連絡してくれました。これは勢組とか何とかの関係じゃございせん。行政機関内におけるはつきり行政官なんです。しかも、管理者の立場にある者が、こういふことを言つてきております。何とかまあ自分の方のやつを總便にはからつてもらひたいというところ、もう一つは、私の方は正直に資料を差し出しましたが、資料をあなたの方に出不さい省庁の中にたくさんまだあります。いつでも私の方ではそれを正直に

申し上げる資料を持つておる、こういう話を持つてきております。私は、事の当否はここでは問ひません。問題は、はつきりともうすでに私の手元にきてゐる、その正確な資料の中に含まれてゐる部分だけでも、今後の内閣委員會における審議には非常に障害になる点で、これが解決されぬことには、各省設置法一件ごとにぎくしゃくと私はひつかかつてしまふという見通しを持っておられます。それを行政管理庁として、まあ行政管理庁というところは、何というか、責任ばかり重くて、非常に権限の軽い官庁ですから、その意味で私は非常に気の毒だと思つております。しかし、それにしても、今御答弁のありました行政管理庁設置法の第二第三号による措置は、かりに今回とつたとしても、私は、はたしてその通りに各省庁が着実に敏捷に実行するかどうかということについて疑問を持つつし、疑問を持たざるを得ない各省設置法の建前になつております。一体、行政管理庁では、一片の勧告をもつてこの問題が、今私が申し上げたような種々の不便あるいは支障の生ずることを防ぐような措置だと思ひますか、この点を伺ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この通牒は、これは通牒だけで終わらせるのじゃないので、通牒を出して、同時に、閣議でこの通牒を認めてもらつて、また、次官會議等でも発表しまして、そして徹底を期して実行を期したいというのがねらいでありますから、その

当たらない。それから、さらにこれは重大問題だと思ひますが、国の行政組織について万般の責任を持たれておる長官の威令が各省各庁に及ばないという事は、これは重大問題です。これはまことにゆゆしい問題であつて、聞き捨てならぬ言葉だと思ひます。もし、かりに長官のおつしやるように、せつかく努力はしておるけれども、行管長官の威令行なわれずして、各省各庁がまぢまぢの事をやつておる、そういう意味の事になるでせう。これはまことに重大問題であつて、そういう内閣であるならば、これは早急に総辭職して信を国民に問わなきゃならぬ、こういう段階に入らうと思ひます。威令が行なわれないう事であるならば、これはそういうふうに受けとめざるを得ないわけですね。この辺まことに納得いきかねるわけですね。この辺一つ了解ができるようにお答えいただきたい。局長には後ほどお伺ひする、長官にお伺ひしているのだから。

○政府委員(山口西君) お説の通り、数字をまづめてみました結果、改善のあとが見えない結果になっておりまして、まことに遺憾であります。

○伊藤頭道君 それは局長の言ひ言葉ではないよ。局長、それは越権だよ、あなたが言ひのは。あとであなたにゆつくりお伺ひする。

○政府委員(山口西君) 各省に長官から極力留意するように協議されておるわけですね。ただ、任命権が各省にございまして、全体の数をどうするかという問題については、行政管理局に審査権はございまして、任命権については実は権限がないわけですね。

ます。しかし、全体の状況はこういう運営では好ましくございせんので、常に注意をしております。で、今回もこの調査ができましたので、これを次官會議に持ち出しまして、各省の次官に注意を促して、任命にあたつては十分考慮して、兼職による出席の不可能という事が生じないように、十分注意するようにという事を次官會議で発言をして各省に促すことになっております。できるだけそういう点で努力して参りたいと思つております。

○伊藤頭道君 私が今お伺ひしたのは長官にお伺ひしたわけですね。それを差し置いて、長官が欠席なさつておるのなら、これは眞にやむを得ませんが、目の前に長官がおられますのに局長がそういうようなことを言われるのは、まことに越権です、こちらから見ると。そこで、今いろいろおつしやつたようにすけれども、私の耳には入らなかつた。そこで、あらためて長官から御意見を伺ひたい。

○國務大臣(小澤佐重君) これは各省大臣が固有の権利を持つておるので、それから、それで二重になつたというわけでは、直ちにこれを不当だということでは言えないのです。千葉さんの言われるのは法律問題ですけれども、これは二重になつても三重になつても不当だということとは言えないのですから、それを勧告してだんだん直させるようにしてはいるのですから、そこを少し手間がかかることをごんばう願ひたいと思つておるのです。

○伊藤頭道君 これは前から折衷法が幾つか出て、十分調査審議の結果が得られないので、期間を延長するといふ法案が幾つか出てきたわけですね、御

承知のように。それにはいろいろ原因があるの、前回の委員会、その点については私は指摘申し上げたわけですね。その一つの大きな理由は、委員等がこういうふうな十六も二十も職を兼ねておつたのでは、スピーディーな調査審議は期待できない、そういうことで御質問申し上げたわけですね。そこで、こういう審議會等は、各省各庁の所管については、それぞれ大臣、長官が責任があるの、法的に行管の長官としてこれを縛ることができぬ、それはよくわかる。しかし、これが政府の意図のように行政の審議の成果を上げる上から、十分これを指導監督する立場にあるわけですね、これは間違いない。そのための行管であり、そのための長官であらうと思ひます。そういうことになると、少なくとも指導監督の面において、怠慢か、あるいは力が及ばなかつたか、力が及ばないという事は、ほかの言葉で言つて無能ということになる。しかし、私も行政管理局長官が無能などは夢頭頭に考へていない。そういう前提に立つと、あなたは無能ではないのだから、有能なりつぱな士であるから、怠慢のせしりは免れぬということが言えると思ひます。指導監督の面で怠慢であつたといふこと、こういうことははっきり言えると思ひます。その点をばつぱりしめていただかないと、私も納得できないわけですね。この点を一つ明確にお答えいただきたい。

○國務大臣(小澤佐重君) 有能と言われようが無能と言われよう、私はまじめにこれはやるつもりでおります。そこで、今お話をしたように、基本の権利は各省大臣にあるのですから、これをやつたら直ちにいけないというわけにはいかないのです。そこで、だんだん説得して、これはどこも兼務しておる、どこも二重になつておるという事を唱へて、そうして反省を求めののですから、多少時日がかかることはごかんべん願ひたい。

○伊藤頭道君 多少時日のかかるという事はわかります。そこで、前の調査の結果は三十二年ですね、三、四、五、六と四力年経過しておるわけですね。多少の時日はたつたわけですね。従つて、これはまあこれ以上追及いたしませんけれども、強く要望申し上げておきたいと思ひます。せつかく行管の長官にあつたようなりつぱな有能の士が選ばれたんですから、一つ今度あなたの就任を機会として、今後たとえばこういう兼職の面においても、一十分能力を発揮せられて、各省各庁に対して十分指導監督の責めを果たしていただいて、再び三たびこういう問題を国会で審議する必要はないという、そこをどうさうに改善されるよう、そして、それを契機に、また調査会とか審議會が、やれ一年延期とか、やれ二年延期とか、そういう不見識な事態の起きないように、十分一段の御努力をいただきたいといふことをお願いし、さらに、それに対する長官の決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重君) お話の点は十分心得ましたから、無能力と言われないうちに一生懸命やります。

○伊藤頭道君 ついでですから、これは局長にお伺ひしますが、この提出していただいた資料を見ますと、これには国会議員とか行政機関の職員が入つていないといふことですが、そこで、念のために参考までに知つておきたいのですが、現在国会議員、それと行政機関の職員はそれぞれ何名になつておるか、念のために局長に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) その調査はいましておりませんので、御必要があれば、あとで集計いたしまして提出いたします。

○伊藤頭道君 それでは、この場ではちよつと無理でしょうから、早急に一つ出していただきたいといふことを最後にお願ひ申し上げて、時間の関係もございまして、本日のところは打ち切つておきます。

○鶴岡哲夫君 今の問題に関連いたしまして、この委員会に行政機関の職員が委員としておられるわけですが、それは今、伊藤委員の方からどれだけおられるか調べてもらいたいといふことですが、この委員会の下に幹事会というのがあるの、あるいは専門委員会というのがあるの、その兼職状況も一つ調べてもらいたいと思ひます。兼職状況も一つ調べてもらいたいと思ひます。委員会の下に、必ず幹事会なり、あるいは専門委員会なりといふものがあるわけですね、その員数とこの兼職状況ですね。これも調べてもらいたいと思ひます。よろしくございませう。

○政府委員(山口西君) この委員会の数も、今二百六十名余りございまして、さらにその部会の状況と、これは委員が部会を構成しているのが大部分でございまして、そうでなく、さらにまあ各省の關係者がつきまじり、あるいは一部学識経験者も部会に入つておるも

の点がございまして、で、そういう点につ
きまして、さらに幹事はこれは世話係
が主でございまして、各省の關係官
が大部分でございまして、一部は学識
経験者等が入っているものもございま
す。そういう構成でございまして、関
係の行政機関は、できるだけ幹事とし
て、いろいろ資料を集めたり何かの関
係がございまして、入れておきます
ので、非常に膨大な数になることが予
想されます。で、調査をいたしますに
つきましては、各省の協力を得てやる
わけですが、相当日数がかかると思
いますが、その点をお含みおきいた
たいと思ひます。

○鶴岡哲夫 委員会がまあ二百六、
七十、さらにこれからふえるんでしょ
うが、千葉委員の言われる不法なもの
を入れると三百ぐらいになるわけだ
すね。その委員会が、それぞれ各省で、
多いところは三十も四十もあるわけ
ですよ。その幹事なり専門委員とい
うのは、二重にも三重にも四重にも兼
合っていると思うのです。従つて、
これは今の行政官庁のあり方に非常
に大きな關係があると思うのですよ。
従つて、行政官庁としては、その程
度のことは当然やはり御承知になつて
いらつしやらないと困るのじゃないか
と思うのです。ですから、若干の
日時を要すると思ひますが、ぜひ一つ
その資料の提出をお願いしたいと思います。

○政府委員(山口西君) お話のよう
に、この各省の關係官が、非常に幹事
等の事務が多くなつておりますので、
運営上の一つの研究問題でございま
す。私どももいたしまして、その実
態をつかんでおきたいという希望は

持つておりますので、調査いたしたい
と思つておりますが、そういう調査が
できました場合には御提出いたしま
す。

○横川正市君 関連して。私は、法律
によつて調査会、審議会が作られれば
適法であるから、それでいいというふ
うに考える。その前段の問題として、
審議会、調査会といふものが乱発され
ることは、国会の審議権の問題と関連
をして、いささか国会輕視のそしりを
免れないのじゃないかというふうに思
うわけなんです。ことに膨大な行政機
構が動いていくわけでありまして、
百の審議会が受当か二百の審議会が受
当かは、ここでは重要な度の合ひに
よつて判断をすべきことですから、数
で判断をしたいとは思ひたいわけだ
すけれども、審議の過程で、これならば、
行政官が行政能力をもつてするなら
ば、当然この解決がつくであらうと思
われるもので審議会、調査会にたよ
る、これは私はいささか法律の教の多
い有名な内閣委員会としては、迷惑で
あるというふうな気がいたします。そ
ういふことではなしに、真剣に、審議
会、調査会といふものではないに、各
行政能力を発揮すれば解決するものな
らば、私はそこでやつてもらいたいと思
うのです。

そこで第一の質問は、私は、結果的
に見ると、審議会とか調査会といふの
は、現在の行政官がその能力をもつて
おりながら、それをやると、何か当た
りさわりがあるので、審議会、調査会
に逃げ込んで合法化して、これを適法
化していくというくらいが非常に強く
感ぜられるわけです。そういう点から
言へば、一つ行政官庁としては、こ

の点に抜本的にメスを入れる必要があ
るのじゃないか、こういうふうに思
うのでありますけれども、その点につ
いての長官の意見をこの際何つておき
たいと思ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 審議会は
民主主義の一つの現われだといふの
で、盛んに審議会といふような問題が
流行しまして、その結果、お示しのよ
うな点もなきにしもあらずでありま
す。でありますから、今後審議会の発
足にあたりましては、嚴重に調査をし
て、その適当なものだけをそういうふ
うにいたします。

○横川正市君 そこで、一つの形から
言へば、先国会で、たゞ建設省の
設置法を私どもは審議したわけだ
す。そしてその設置の理由からいたしま
すと、法案の内容のよしあしは別問題
として、設置理由については、まこと
しやかに、ある程度のものがついてく
るわけです。そこで私どもは賛成をし
て通したのに、審議会、調査会にかけ
られた結果出された案を見ると、ま
ことに賛成しがたいものになつてしま
つておる。こういうことになる、まず
第一段階としては、国会で当然審議会
その他について論議すればいいではな
いかといふことは言えるかも知れま
せんけれども、その前段として、私は
やはり審議をする必要があるのだ、審
議会、調査会の意見を出される前に、
当然そんな問題は国会で論議してお
くべきである、そういうふうに思われ
る。あの建設省の土地収用法の改正案
に対する審議会の意見といひますか、
ああいったものを見ると、私はやはり
国会の審議権といふものはもつと重要
であり、しかも、行政官はそれに対し

て責任を持つていなければならぬ、そ
の關係で解決すべきものであつて、
審議会、調査会に諮つて、その結果手
野党が一つのものに対して絶対賛成、
絶対反対と分かれていって論議すべき
ものではないといふふうに思ひます。
そういう点でいへば、やはり非常
にわれわれとしては残念なことなん
ですが、政治の場所が、アメリカ大使の
朝海さんに言わせれば、これは十八世
紀だ、この十八世紀の政治の体制に
あわせるように審議会を運営する、そ
れにはだれが一番いいかといつたら、
それには六十か七十のおじいさんを
選んでくるのが一番いい、一つも行政運
営についても国会の審議でも、進歩的
なものが現われてこないという欠点
私にはあるのじゃないかと思ふ。その
ために十六も十八もやつてゐる人た
ちは、これは権威者だといふことなの
か、非常に立身出世中の人なのか何
か知らぬけれども、いろいろなものを寄
せ集めたであつて、ほんとうの意
味で行政を動かさう、政治のバック・
ボーンにならうといふ人は選んでおら
ない。もつと若い三十代、四十代の人
たちの意見を聞けば、今の政治を飛び
越した意見が出てくるから、これは警
戒しよう、こういう考え方があつてや
り受けられるわけなんです、だから私
は一人一役主義ぐらいで、もつと手当
もふやして、ほんとうのバック・ポー
ンになる意見が聞きたいなら、そうい
うところを聞いて、出たところのもの
はまじめに具体化していくような、そ
ういふ案が出てきていいのじゃない
か、こういうふうに審議会、調査会に
ついて思ひますけれども、年をとら
れた方に耳の痛い話ですが、政治家は

別でございまして、そういう意味で、
その点については触れないことにしま
して、行管長官として、これからの人
選については、その点より処置される
か、この際お伺ひしておきたいと思
ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 先ほどお
話をしたように、要するに、審議会は
民主主義といふことを前提にしてふ
たのでありますけれども、乱造ある
いはよけいにそれが広がるようになって
おりますから、これを構成するにつ
いては、年とつた人も若い人もよく十分
入れまして、意見を調整するようにし
たいと思つております。

○一松定吉君 ちょっと伺ひますが、
これらの人の委員手当といふものの合
計といふのはどのくらいになるのだ
すか、それはわかりませんか。一カ年に
この委員手当といふものを委員にやる
だけの費用ですね。

○政府委員(山口西君) この前御提出
いたしました資料にそれぞれ委員手当
を書いてございまして、合計は
作つておりません。

○一松定吉君 その合計が幾らになる
かと聞きます。

○政府委員(山口西君) 今急にはわか
りませんので、あとで……。大体一つ
の審議会が、年間手当としましては十
五万、二十万という程度が通常でござ
います。

○一松定吉君 この高城元という方は
十八兼ねてゐる。こんな人は委員会を
職業にしているようなふうに見える。
こういうような人は、十八も兼ねて
おつて委員の職責が尽くせまつか。委
員会が月に一ぺんぐらいなら一年に十
二へんあるんだから、月一回出れば十

○一松定吉君　あなたに聞くのは無理だと思ふから、あなたには聞きませんけれども、これは国務大臣であるあなたはこういうことをよく調べて、私なり、今参議院の諸君のお尋ねしたようなことで、名前を連ねておいて手数料あるいは報酬はもうらう。権威者じゃないんだ、ただ商工会議所の役員であるからということでも名を連ねるということとは、審議会というものをおもちやに

社会党の諸君がこれを問題にして追及するのは私は当然だと思ふ。われわれと与党であつても、ことにわれわれのよる行政官をやつた経験のある者から見ると、年々再び審議會の数はふえる一方です。われわれが大臣をしておつたときにはこんなになつてゐなかつた。そういうことを見ると、今の大臣なり行政官は無能だということになる。實際無能だからこつていふものをこ

ばならぬようになつております。従つて、一松さんの趣旨は十分徹底するやうに今後努力いたします。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記つけて。
その後出席の方々を申し上げます。
池田科学技術庁長官、松本科学技術政
務次官。

針については、科学技術庁が音頭を
 するかどうかは別として、その方策に
 して勧告をするという権限も科学技
 術庁に与えられております。そういう
 学技術会議なり、ないしはまた科学

術庁の権限の關係からいうと、今新
に伝えられているような、文部大臣
科学技術庁長官との間に意見の相違
あるばかりか、いつまでもその問題
解決がつかず、官房長官が中間に

今度の私のとりました勧告も、その科学技術会議から出された答申を文部大臣が忠実にこれを励行していなかった、従つて、これに勧告をした、こういうことであります。

○千葉信君　そこで、私のお尋ねしたいのは、その科学技術会議に文部大臣も入っております。文部大臣の入っているその科学技術会議で一定の政府の方針がきまっているのに、諮問が出され

て、それを尊重しなければならぬという条件があるのに、なぜ一具体格的な問題で文部大臣と科学技術庁長官との間に意見の食い違いが起これなければならぬのか、起これるはずがないと思ふ。どっちが悪いかは別ですよ。どっちが悪いかは別だが、それじゃ一具体格的な問題で、科学技術庁長官、ないしは、また科学技術会議の委員としての立場から言つて、私は仕事の完全に行なわれていない証拠が出てきているじゃないか、そう思うのですが、長官の見解いかがですか。

○国務大臣(池田正之輔君) これは同じ政府の中におきまして、いろいろな意見があつて私はけっこうだと思ふのです、ないのがおかしい。その結果をどういふふうにとめていくかというところが問題であつて、従つて、今私は勧告をいたしました、その結論を出す過程にありますから、もう少ししばらく時間をかしていただきたい、かように思ひます。

○千葉信君 私は、意見が合つたり意見が違ふことについては、何も非難がましい口をきいてゐるのじゃない。いつまでたつても解決しない。長官は単に意見が違ふだけだといふきれいなごとの答弁をしておられるけれども、何か新聞の伝えるところによれば、ばかやろうなどという言葉まで使つて問題が紛糾したそうではないですか。これは国民の前にはずかしいと思わぬですか。単なる意見の相違とか、当然あつてしかるべきお互いの主張を述べる、そういう程度のもので国民に釈明するわけにいかぬでしょう。閣議の終わつたとたんに、あなたがその部屋から出てきたとたんに、文部大臣をばかやろうと

どなった。私はどなったことがいいとか悪いとか言わない。そんな不体裁な格好にまでなつてゐるというご自身に問題がある。この法律の建前からいつても、そんな不体裁な格好にならないうような格好で、この法律が、お互いにどんな権限で、どんな仕事の仕方をするかというのをきめる。おまけに、この委員会が今問題になつてゐる科学技術会議の關係にしても、その中に国の最高方針としての科学技術の振興をどうしてはかるか、その具体的な方策等についても総理大臣にあな方の会議は諮問されてゐるはずですよ。その諮問された会議の中に構成されてゐる委員の中にいる文部大臣、あなたもいるし、そこで意見が戦わされることとは否定もしないし、大いにけっこうだと思ふ。けっこうだけれども、その科学技術を振興するといふ具体的な方策であな方が勧告をし、その結果として、同じ行政官仲間、同じ大臣仲間ではばかやろう扱いして、まさかなぐり合はしなかつたと思ふけれども、そんな不体裁な格好をなぜ露呈するか、なぜもつと早く言うことをきかせるような努力をしなかつたか、これは僕はあなたが悪いといふことを言つてゐるのではない。どっちが悪いかわらないから聞いている。法律の建前からいっておかしいじゃないかといふことを私は聞いてゐる。どうですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 世の中におかしいことは多いので、そのおかしいことを是正していくのがわれわれの務めだと思ひます。従つて、私がばかやろうと言つたというのは、これは私が育ちが悪いのですからごかんべんを願ひたいのですが、従つて、何と

かして自分がその職責である科学技術の振興をはかりたい、これは文部大臣も決して悪い人ではない、ただ、文部省という役所は、長きにわたつて御殿女中式に妙な役所になつてゐる。これは何とかこの壁をぶち破りたいというのが私の念願であります。

○千葉信君 あとは文部大臣列席のところでお願いします。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

午前十一時五十五分速記中止

午後零時二十五分速記開始

○委員長(吉江勝保君) 速記つめて。

大臣見えましたので。

出席者を申し上げます。荒木文部大臣、福田管理局長がお見えになつております。

御質疑のおありの方、御発言願ひます。

○伊藤道雄君 この科学技術者養成の根本問題について、技術庁長官、そして文部大臣にお伺ひしたいと思ひます。主として文部大臣にお伺ひしたいと思ふのですが、私が申し上げるまでもなく、三月十一日に池田科学技術庁長官が、荒木文部大臣に対して、科学技術者の養成に關して、科学技術施設法十一條第三項に基づいて勧告をなされたわけですから、その要旨は、私が言ふまでもなく、科学技術者の養成が国としての急務であるといふこと、にもかかわらず、文部省の計画は、その要請に何らこたえてゐない、特に私立大学での技術者養成については特に再検討を要する、まあこつくり要旨の勧告がなされたわけですから、そこで、文部大臣としてはこれをどのように受けとめ、

どのように措置されようとなさつておられるのか、まずこの点からお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お答え申し上げます。科学技術庁長官からの職権に基づく御勧告を受けまして以来、その御勧告の趣旨に應じて検討しつゝあるところでございます。勧告にもございますように、また、今御指摘のように、今後十年間に大学卒業程度の技術者が約十七万人必要だ、今のままならば赤が立つ、それでは所得倍増はもちろんのこと、一般的に科学技術の振興を目ざさんとする国家的要請にこたへ得ない、こつくりのことから、昨年の暮れに科学技術会議の答申が総理大臣になされまして、そのとき以来、そのことが懸案になつておりました、一年でもなれるべくすみやかにその状況を解消する努力をしなければならぬ、しかし、さしあたりは教授陣の整備がなかなか困難だから、当面三十六年度の計画としては、すでに御案内の通りの計画でもつて発足いたしました、努力を重ねても、なお、かつ十年後に十万人の不足が出てくるということですから、それに対して科学技術庁長官から、そういうのんびりしたことではいけない、あらゆる努力をしてその不足分を充実にしようといふなければならぬ、その一つの考え方として、従来以上に私立大学を活用することを文部当局は考えるべきであるといふ趣旨の御勧告をいただいたのであります。このことは当然のことでございますが、今申し上げたような今までの経過に照らしまして、現在国の予算に關連しますものとしては、三十六年度予算で御

決定いただいた範囲を出ない、もし取り急ぎ三十六年度においても予算と關係なしにやれることありせばやるべきである、そういうことも勧告の趣旨には入つておりますから、そのことも受けまして、至急に検討を加へまして、善処し得るものは善処する、そういう考えで、今せつかく検討中なわけでございます。

○伊藤道雄君 この勧告に対して文部大臣は、新聞の報道によりますと、三月十四日の記者会見で、このような勧告があつたからといつて、今すぐ計画を再検討する必要はないのだ、こつくり意味の記者会見をなさつておるといふふうに新聞は報道しておられるわけですから、これは新聞は間違ひないのか、この通りであつたのか、この点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 幾分ニュアンスは違ひますが、そういうふうなことを申し上げたことはあります。それは昭和三十六年度予算に關連する限りにおいては、財源措置等からいいたしまして、また、池田内閣として、先ほど申し上げたやうないろいろなことを検討し、科学技術会議の答申を尊重しながら考えました一応の結論が予算案には盛り込まれて御決定をいただいたわけでございますから、予算に關係する限りにおいては、検討する余地は今年度としてはない、もし予算に關係せずしてなし得るものがありせば、それは検討すべきであらう、こつくり趣旨で話したことがございます。

○伊藤道雄君 文部大臣は、科学技術庁長官から、以上申し上げたやうな勧告をお受けになつておられる。また、それなくして、科学技術会議の議員の一

人でもあるわけですが、文部大臣として、こういう両面の立場から、文部大臣としての責任は相当重いものがあるわけですね。

そこで、さらにお伺いいたしますが、結局、今こそ科学技術振興の絶好の機会だと思ふのです。いまだかつて勸告がなされたことはないように私も記憶しておるわけですが、ほんとうに科学技術行政官が最初の勸告であろうと思ふのです。この機会を機会として、ただ両省長官の、両省の間の言葉のやりとりというところに終わることなくして、これをほんとうの契機として、大乗的な気持で日本の科学技術を振興させようという、おらかな気持で当然やっつけなければならぬ、また、そういう絶好の機会だと思ふのですが、ここで一つ大決意をもって日本の科学技術を振興させたい、きょうの新聞でも、ソ連の人間を乗せたいわゆる衛星がもう空を飛ぶようになっておる。こういう目ざましい科学技術の振興に即応するために、文部大臣としては、そういう両面の大きな責任があると思ふのです。この点についてはつきりお考えをお伺いしておきたいと思ふます。

○国務大臣(荒木萬壽夫) お答え申し上げます。ただいま御指摘の点は、仰せまでもないことと心得ておるのがあります。先刻も申し上げました通り、池田内閣は、科学技術会議の答申を受け入れまして、閣議決定をして、これを尊重するという法律上の要請に基づいて、十分尊重しつつ予算を編成し、御決定をいただいております。ですから、その答申の範囲内におきましては、忠実に実行しつつあるつもりでございまして、その上に長官の勸告は、もつとスピード・アップし、もつと衆知を集めて科学技術者の不足を補う努力をせよ、こういう趣旨の御勸告でありますから、あらためて先刻来申し上げましたような気持と立場において検討いたしておるような状態でございまして、

○伊藤道雄 現在科学技術の振興が各方面から非常に叫ばれておるわけですが、政府としてもその推進を約束しておるわけですね。こういう面から見ると、実際にはさしてどうかということになりますと、特にそのうち大事な部門である技術者養成の基礎はどうなっておるか、こういう点については、これはもとより科学技術庁にも責任があるわけですね。しかし、特に技術者養成という面においては、文部省に一段と重い責任があると思ふます。この点はどういふふうにお考えになっておるますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 科学技術者の養成が重要であり、しかも、それが原則でなければならぬという、きわめて緊急の課題であることを十分理解いたしております。その意味において、学校施設を通じて養成しますことの責任を持っております私として、まことに焦慮の感にたえないような気持でございまして、ではございしますが、何と申しましても、科学技術者の養成となりますれば、学校の施設設備も一応考慮せなければならぬ、これにも金が必要。さらには大学教授が整備されなければ、実質的に能力のある者が養成できないという悩みもございまして、ここに大学教授につきましましては、官公私立を問わず、御案内の通り、現職の教授、助教授等の腕こきの人々が、遺憾なことではあります、民間からスカウトされていって、その穴埋めもなかなか容易ではないというのが現実でございまして、そういう事態に即して教授陣をそろえるということが、まずもって悩みの種でございまして、それ何とかが教授陣を整備することも十分考へまして勸告の趣旨に沿っていきたい、かように思っておりますのでございまして、

○伊藤道雄 政府が三年計画で着手した大学の理工系学生八千人の増員ですね、これは三十五年度が達成年度であつたと思ふのです。ところが、それはそれで進んだとしても、あまりにもスピード・アップ技術の革新ということと、それと企業設備の拡大の足並みにそろわないで、追いつかないで、現在技術者の不足が非常に深刻となつておるわけですね、とうていこのままでは科学技術の振興は期待できない、こういうことは明らかだと思ふ。この点について一体どういふふうに対置されようとしておるか、この点を明確にしたいと思ふのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫) ただいま申し上げました通り、また、今もさらに御指摘の通り、養成上の教授陣の整備が何と云つてもむずかしいことではあります、これを補充し育成しますためには、やはり各大学の大学院学生の優秀な者を大学にため置く方策がなければならぬ、そういうことで、大学院におきます研究費の増額、あるいは研究手当の増額、あるいは研究旅費の増額等を、御決定いただきました三十六年度予算にも相当額を増額いたしますまして今申し上げた目的に沿いたし、さらには、民間にスカウトされた優秀な教授、助教授等が、三百六十五日その職場で働いておる人ばかりとも思われませんので、そういう人々にも、その民間企業に働きかけまして、余裕のある限りは、講師としてでも大学の学生育成のために協力してもらつていふふうなことをあわせて行なうことによつて、何とかして教授グループの整備をはかりたい、そういう考えでせっかく努力しつつあるところでございまして、

○伊藤道雄 政府は所得倍増計画を立てておるわけですが、その前に、もうすでに物価倍増になつておるわけですね。そういうことはまあ別の問題として、一応政府は所得倍増計画の中で、推定される理工系大学卒業生の不足十七万人と大臣も先ほど御指摘になつたわけですが、さらに工業高校卒業生のいわゆる初級技術者、これらの不足については、大体四十四万人というふうな数字が出ておるわけですね。こういうことになる、現在のままでは理工系学生の養成計画が大きく立ちおくれておるわけですね、このままではどうにもならない。よほど抜本的にやらないと、技術者養成計画はいつも計画倒れになつて、あとあとと追いついていけないと思ふのです。こういう現状を見られて、これは特にこの技術者養成の面で文部省は大車輪に活躍してもらわないと、とうてい月並みの施策方法では追いつかないと思ふますが、この点いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 御指摘の通りだと存じます。いわゆる中堅技能者と申しましても、工業高校卒業生

度の人々が、計画によれば四十四万人ばかり今のままでは不足するということに御指摘のごとくであります。これに對しましては、さしあたり工業高校方面に一人の入学定員の増加をはかりまして、着々今後十年間には四十四万人の不足のほとんど大部分を充足できるような計画のもとに第一年度を踏み出しておるような次第でございまして、それにしまして、工業高等学校の教諭、先生の陣容が、これまた口で言うほどやさしくございせん。三十六年度等はどうかやうに合ふようでございまして、今後にはわたつてはむずかしいかと推定されるのであります。そこで、それに應じますために、三年制度の臨時工業教員養成所を十カ所ばかりの大学に付置いたしましてその必要に應じさせよう、その他既存の大学における工業教員の養成という角度から努力も、むろんあわせて行なうわけでございますが、そういうことによつて教諭陣を整備しつつ、四十四万人不足に極力赤字がないように、この面は大学卒業生よりも比較的容易ではございせんけれども、およその推定数字を満たし得るであらう、こういう予定のもとに、これまた第一年度、三十六年度を踏み出しておる、こういうことではございまして、

○伊藤道雄 新年度予算に繰り込まれた技術者養成のための文部省としての構想の中にも、この技術者不足を解消させ得るという保証はないわけですね。この新年度の予算の面を検討してみても、とうていこの程度では技術者養成の面を抜本的に強化するといふ保証は見られないわけですね。こういうことになると、今お伺いすると、大臣は

技術者養成については、相当決意を持ってやろうとなさってある。それならば、なぜ新年度の中にそういう構想を盛り込んで予算の獲得に努力されなかったのか、これはまことにつじつまが合わないと思うのです。科学技術庁長官から報告をもらって、それからあわてて、さてやろうとしても、新年度の予算の關係の面はどうにもならない。だから予算に關係のない面からまずやりたいということでは了解できないと思うのです。これほど科学技術の養成が急務であることをお考えになつておつたのなら、やはり握りこぶしではどうにもならない、やはり予算を獲得しなければならぬ。その予算化のためにいかに努力をなさつたのか、どうしてもしようになつたのか、こういうことをお伺いしたい。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 今お話を点はさきさき恐縮の点でございまして、しかし、御案内の通り、高等学校、これは一般普通高等学校、工業高校、その他の産業教育面もあわせてでございまして、高等学校の設立者は都道府県である。従つて、都道府県みずからの責任において生徒児童を収容するという建前でずっと明治以来きているわけでございまして、予算との關係で申し上げましても、すでに御案内のごとく、起債財源の世話をするけれども、校舎ないしは工業高等学校等の設備についても、従来は国の補助というものは、原則として行なわれない。数年前、産業教育振興法を御制定下さいました結果として、実験、実習設備については特に金がかかるから、三分の一くらいの助成金をやろうということ、その面は従来不足ながら行なわ

れ来たつておりますが、工業高等学校の校舎については、普通高校と同様、助成金等は一切出さないままで今日まで参つておりました。同時に、御案内のごとく、三十八年度から工業高校生急増が始まります。その生徒急増対策の問題も喫緊の問題であります。同時に、今問題になつております中堅技術者養成もまた緊要なる事柄であるといふことから、その二つの趣旨を合せて、実績、実習設備の補助率、今までの三分の一を三分の二に引き上げていただきました。それから工業高等学校の普通校舎につきましても、三分の一の国庫補助をすることによつて、生徒急増並増所得倍増、あるいは科学技術中堅技術者養成の求めにこたへようといふことを、予算上も踏み切ることでございまして、さういふことで、先刻来御指摘の中堅技術者の不足に應ずるといふ角度から見ますと、三十八年度の予算の中に頭を出しております工業高校の新設分は、概略二十六、七校をまかなうにすぎない。校舎の助成金から申し上げて、二十、六、七校分見当かと思ひます。それでは実は十分じゃないんじやないかといふ点も御指摘に相なつておるかと思ひます。それはまさしくさういふ御指摘も出てくると思ひますが、ただ、三十八年度に頭を出しました工業高校の今申し上げる問題は、三十八年度の学年初頭に間に合わせる意味において、前向きに前々年度から着手しようといふことが緒についたものでございまして、従つて、三十八年度から発足せしめようとしております新設校分は、三十八年度予算と三十七年度予算を合せて、三十八年度初頭の必要に應じさせ

る、こういうものの第一年度分と御理解いただきたいと思つてあります。そのことは、必然的に三十七年度における工業高校の新設も、もつと人となふやさなければならぬという責任問題として残したわけでございます。概略百校近い、九十何校分を三十七年度の予算に成立させたい、さういふ考え方で計画いたしておるのでございます。さういふ計画を三十七年、三十八年と、ずっと今後九年度に続けていきますならば、四十四万人見当の中堅技術者の不足は、曲がりなりにも埋め合わせがつくであらう、さういふことを期待し、その期待を目ざして努力をいたしたいと思つておるわけでございまして。

○伊藤道雄君 新年度予算に盛り込まれた科学技術者の養成、その關係の予算といふこと、今大臣が御説明の御説明のあつたさういふ計画、さういふことを、前方を見られて、科学技術庁としてこれで大體納得されるのか、いや、それはまだ十分だとか、その程度で十分だとか、いろいろお考えがあらうと思つたのです。科学技術庁長官としてはいかうにお考えになりますか、その点をお伺いしておきたい。

○國務大臣(池田正之輔君) これは先ほど私申し上げましたように、文部省の役人の頭といふものは、私にはよくわかりません。今、文部大臣が、私が聞いておられます、大学の卒業生の足りない分が約十萬弱、さう言われた。私はいろいろな委員会その他で、さうした公式の席上で幾たびもこれは注意した、それでも、なおかつ、そのまゝ、文部大臣にさういふ資料を提供してやつてゐる。文部官僚の頭を僕は疑

う。それでは明瞭に数字を私ははつきり申し上げる、今度は。もうしようがないから。その後若干は狂つておりますよ、実施面において。とにかく四十五年までの十年間に入学する学生が、国立、公立、私立合わせて、また、それに短期大学も合わせて十萬八千九百三十二人あります。入学する学生です。卒業する学生とは違ふんです。卒業しなければ何にもならない。卒業する学生は両方合わせて五萬六千九百三十二人しかありません。四十五年までです。この十年間に卒業するのがそれしかない。しかも、これは入学した学生がそのまま大学を卒業して、いづれも職場につくといふ仮定の上に立つた数字であります。御承知のように、在学中に脱落する者も出てきます。卒業してから親の商売を継いだり、あるいは新聞記者になつたり、いわゆる工業の職場につかないでよその職場につく人が相当ある。さういふ口スガどのくらいあるかといふと、大體今までの統計によりますと二割から三割です。それを引いてごらん下さい、一體幾らになる、大體四万人しかないんじゃないですか。十七万の国家要請に対して、たつた四万人しかここにできない、これじゃあいかぬじゃないかといふことを私はしきりに言つてゐる。文部大臣とは、残念ながら、今までひびきを奏き合せて話をする機会もなかつたけれども、私は委員会等を通じて、さうして幾たびかこれを指摘している。にもかかわらず、依然として文部官僚は大臣にこんなでたらめな数字をしゃべらしてゐる。大臣もどうかと思つてくれども。

それから、文部省は教授がいなくて、さう言うのです、それはまさにその通りです。しからば、教授が足りないなら、三十八年度から教授をふやす施策をなぜやらぬか、何もやつてないじゃないか、これでは科学技術の伸張を受け持つ私の立場としては了承できないというのが私の立場であります。

○伊藤道雄君 文部大臣もお聞きのように、今科学技術庁長官のお話によりまして、だいぶ食い違いがあるわけなんです。これは私もさういふ、一体どちらを取り入れていいか、ちよつと判断に苦しむんですけれども、そこで、このことに関連してさういふ一度文部大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思つたのです。

○國務大臣(荒木高壽夫君) 数字はそれぞれ見方によつて違ふ可能性もございまして、私が申し上げておる推定の数字は、先刻申し上げましたように、科学技術會議が内閣総理大臣に答申をいたしましたその答申作業の中身を基本に推定数字を申し上げておるのでございまして。そのことに誤りがあるかどうか、その後の新たな資料その他で誤りを発見し得たと思ひますれば、それはもちろん訂正した数字を申し上げるのが筋かと思ひますけれども、ただいまのところ、まあ長官の数字があるいは正しいかとも思ひますが、さしむき私が申し上げねばならぬ数字は、法律上、科学技術會議の答申は内閣として尊重せねばならぬといふ建前から申し上げまして、そのとき以来の推定数字を申し上げることが妥当であらうと、さう思つて申し上げておるにすぎないのであります。むしろ

長官の御指摘もございますから、もつと掘り下げて、その数字を間違いないきやという検討作業をいたさねばならぬとは思いますが、その作業が済みませんことには、私として一応納得する数字を国会でお答え申し上げる根拠がございませぬものですか、長官の数字は数字として別途尊重し、検討材料にさしていただきますけれども、先ほど来申し上げておる数字は、今申ししたような立場と根拠に立つて申し上げております。だからといって、どうでもいいといは一つも思いませんので、足らないことは事実でございますから、その国家的必要の前に、あらゆる政府としての努力をして、国民に、あるいは国民経済に欠陥を生じないように、申しわけのないようなことが起こらないようにという努力は、今後に向かつてあらゆる努力をすべきものだ、かように心得ておるものであります。

置さているという事態、これはまあ行管が勧告されたのだから間違いないと思います。このような実情では、まず教師の補充ということが先決である以上、このままではどうにもならない。こういう点についても、なかなかないままぬるい方法では解決を期したいと思います。何かこれに対して抜本的にお考えがあるのかどうか。やはり何といつても理工系の学生の不足ということは、結局さかのぼると教師の不足ということにもなるわけですね。従つて、まず大事な一つの施策として、教師の補充という点に眼目を置かなければならないと思うのです。それが今申し上げたように、非常に不足のまま放置されている。これは何といつても文部省に責任があるうと思います。この点いかがです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まさしく御指摘の通り、文部省に責任があると

○伊藤顯道君 同じ政府の閣僚間でこ
ういう大きな数字の食い違いがあるの
は、われわれとしてはどうも納得いか
ないわけです。そこで、今長官の方か
らも御指摘があったように、十年間の
計画で十七万人も必要なのに、それに
対する総計はるかに足りない。それ
にはいろいろな方法もあるが、まず結局
教師の補充が一つの大事なめどにな
る、こういう点も指摘されたわけで
す。そこで、大学、工業高校、こうい
う面の学生の増員計画、これに即する
大量な理工系の教師の補充という問題
が大きな問題となってくると思ふので
すね。そこで、行管の勧告を調べてみ
ますと、理工系の講座制大学の教師は
一五%、それから学科目制の大学につ
いては二三%の面が欠員のままに放

思います。ただ、幾分弁解じみたことを申し上げさせていだきますと、科学技術者の急激な民衆における要望、不足状況、あるいは大学における教授、助教授産の、今御指摘のようなスカウトされた穴埋めができない状態、そのような状態は文部省がその責めを免れるべきことではないと思いますけれども、その前提として一応考えなければならぬことは、そのような科学技術面に対する学校であれ、あるいは民衆の需要であれ、急速に起こりましたことは、科学技術面における新たな事態が、これまた急激に一般国民生活と関連する課題として出てきた。このことは日本だけでなく、世界的な傾向だと承知いたします。日本においても、たとえばエレクトロニクスの工業等も、

単に学問的な課題でなくて、現実到大企業体として、マス・コミにまで載るくらいの機械工業として現実に起こっておる。そういう急激な需要に応じ得るような体制というものが、瞬間的にできるものでないことは申し上げるまでもないのでございまして、何としても、少なくとも大学四年間の課程を経なければ卒業生というものは出てこない。今のようになめまぐるしい科学技術面における諸要請は、日本におきましてはせいぜいこの二、三年来的ことだろうと思います、現実問題としては。学問的にはもっと前からございまいしよすが、そういう急激な需要の勃興のために、大学の教授、助教授等まで引く手あまたで引いていかれる、高給をもつていざなわれる、外国からも日本の有能な人が引き抜かれるという、遺憾ながらそういう現実面に遭遇しておるわけでございまして、それに応じ得べくんば、終戦直後からこのことあるを予期して歴代の内閣が考えておくべきかりしもの、そういうのが筋道だと思ひますが、そういう繰り言を申しておつても、現実ではどうにもなりませんので、せめてなし得ることは何か、特に教授グループの育成につきましては、先刻もお尋ねについてお答え申し上げましたが、これは大学院学生を大学の教授、助教授として残つてもらうための有効な方法を考える以外に手がないわけでございますから、従つて、従来ともすれば大学院の研究等に対する経費が少なかったために、魅力がないと指摘されております。また、民間に行つて学問的な探究の欲望を満たしたいということにも対応する意味において、研究手当、研究費、あるい

は研究旅費等、あるいは大学設備等も、わずかでございますが、今まではよりは相当額を増加することによって当面の求めに応じたい。さらには、各大学の大学院設置の申請に対しまして、四校か五校かはっきり記憶しませんが、四つか五つを特に認めまして、そして大学教授に残る可能性のある大学院学生の養成に着手する、あるいは、また、先刻も申し上げましたが、そういう事情でございますから、物理的に不可能な範囲でございます。それはスカウトされて民間に行きましたりっぱな教授、助教授の資格のある人に、パート・タイムで、不満足ではございますけれども、講師とか何とかという立場で協力してもらおうということ、官公私立大学は 물론、文部省は もちろん、政府全体として、また民間も、その国民的な――遺憾ながら右往左往しなければならぬ事態に直面しておりますから、全努力をこれに集中することによって、初めてその混乱を最小限度に食い止め得る事柄だと心得るわけでございまして、意を尽して民間にも働きかけまして、遺憾なきを期する努力をいたしたい、かように考えております。

○伊藤頭道君　大学教師の養成については、言うまでもなく、大学院に待たなければならぬわけですね。特に科学技術の面では理工系の学生ということになるのです。ところが、この理工系の大学院の学生は定員の二一％にすぎない、こういう現状、これは数字に間違いがあれば御指摘いただきたいと思えます。二一％が正しいというならば、これはあまりにもひどいと思うのです。どうしてこう少ないのか、いろいろ

る原因もありましようけれども、大體大学院の學生に對する文部省のやり方が、あまりにもひどいという聲をよく聞かれます。これは身近な問題なので、私どももその一端についてよく承知しております。將來大學の教師ともなうよりなこゝろいう大学院の學生に對して、特に研究の施設とかさういふことは、とうてい現状では望めない。はなはだしいのは、大学院の學生にテーブル一つを當てがっていない、こゝろいう実情、これはどこの大學のどここゝろで指摘もいたしますが、そゝろいふことでなくして、結局たとえていへば大学院の學生にテーブル一つを當てがっていない、何をしているのかと、こゝろいふことなんです。これは身近な問題なので詳しく存じておるわけなんです。たとへばこゝろいふような実情は、あまりにも——將來の大學の教師といふことを目標に一応大学院へ入つておる。もちろんその面の科學技術の研究といふことで入つておるのですが、その一端が大學の教師といふことにならうと思ふのですね。そゝろいふ面で數學的にあげると、定員の二一%足りないといふならまだ話がわかるのですが、全體の二一%といふようなことになつておつて、政府は聲では大きく科學技術の振興を叫ばれますけれども、その基礎教育であるこゝろいふ面にも大きな隘路があるのではなからうか、こゝろいふところを一つ抜本的に何とか考へてもらはないと、このままではどうにも追いつかないと思ふのです。それと、さらに工業高校でのいわゆる工業系の教師の不足は、大學のそれに比較して、まだまだ常にはなはだしいもの

があるわけですが、非常に深刻であるわけですね。たとえば昨年の理工系大学卒業者のうちから、工業高校教師として就職した者は、全国でわずかに十二人、これはあまりにもひどいと思うのです。大学卒業生の中で、工学系統の教師となつた者が十二名、全国です。これは間違いがあつたら御指摘いただきたいわけですが、また工業教員養成課程の卒業者を調べてみても、就職についたのは、全国的に見てたつた三人、こういうことでは、まさに話にならぬと思うのです。これは一体どういふふうに措置しようとなさるのか。従来のやり方ではなかなか解決しがたいと思う。先ほどの文部省の予算の御説明の中にも、工業増設、施設拡大、これはもちろんです。けつこうですが、学校ができ、施設ができて、これを指導し運営するのは人間です。この運営する人間である教師がいなかったら教育にならぬわけですね。増設けつこう、施設拡充けつこう、しかし、何といつても、まず指導者がいなければ話にならぬ。それが昨年度の例を見ても、十二名に、片や三名という就職希望者しかないという、こういう実情、これではどうにもならぬ。一つ抜本的にどういふふうに対策なさろうとするのか、こういう点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大学の卒業生の工業高校の教員等になる者がきわめてよりよりであるということについては、遺憾ながら御指摘の通りでございます。そこで、先ほども申し上げました通り、大学院の研究について魅力を持たせるように、あるいはまた大学に残る希望を持たせるようにという角度から、もろもろのことを予算でも御決定をいただきましたが、先刻ちよつと申し上げそこないましたけれども、一方、育英会を通じて育英資金を供給することによって、特に大学院学生に從來一万円出しておりましたものを二万二千円に引き上げる。そして、また、この育英奨学の資金を貸し付けられました者が学校の先生になりますれば、従来は義務教育課程だけでございまして、今度は高等学校ないしは大学等の教授、教諭等になります場合も、その奨学資金は返還義務を免除するといふふうなことで、極力教育者の充実をはかりたい、こう考えております。さらに、先刻ちよつと申し上げましたが、特に工業教員の養成につきましましては、全国十カ所ばかりの大学に付置いたしました工業教員養成所の立法措置も今御審議を願つておるわけでございますが、予算はすでに御決定をいただいております。この立法措置が国会を通過いたしますれば、この五月ごろには発足させるものと、年々八百八十名ぐらいの卒業生を出しまして、工業教員たらんとする者を受け入れ、卒業させて工業教員の不足充実に資したいといふことを御審議をお願いしておるような次第でございます。なお、一般に教員になりたがらないということは、民間からの上級、中級技術者要請の声が強過ぎる、強過ぎること一面けつこうではございますが、しかも、給与等も格段の相違があるという魅力のために、現実には抜けていくのは、はなはだ残念でございますが、それをかれこれいってしまひませんので、極力優遇措置も講じつつ、特に今申し上げたように、本来工業教員にな

らんと欲する者を養成所に収容いたしまして、年々千名足らずではございまして、卒業させることによって充足していきたい、こういうふうな考えております。

○小橋治和君 議事進行について。いろいろ今論議の最中ではございますが、文教委員会の方から文部大臣特においでをお願いしたい、もう四十分以上過ぎておりますし、文教委員会の方からもぜひ帰していただきたいといふふうなあれもありましたので、この程度で一つ文部大臣にお帰り願ふことにお願い申し上げます。そのことと、もう一つは、科学技術庁長官並びに文部大臣の技術教育の数字の面、いろいろさういふ面についての食い違いがあるように、今の論議で聞き及びますが、さういふ面につきましては、同じ内閣の同僚の間でございまして、十分一つ御両者の間に話し合いをされて、さうしてやはり統一ある見解をさういふ委員会では発表していただくように一つお願い申し上げます。さういふ面は、もし議論がありますれば、閣議で十分に議論されまして、とにかく答弁としては、同じ内閣の大臣がそれぞれ違つた答弁をさういふ委員会でするということのないように、一つ至急処置をお願い申し上げます。

○委員(吉江勝保君) ただいま小橋君からお聞きのような議事進行の発言がございまして、文部大臣を文教常任委員会からお借りしますときも、ある程度時間の制約を受けておりますので、お越しいただいておりますので、ただいまの質疑は終了したとは思ひませんが、一応文教常任委員会の方に御戻りを願ひまして、あらためまして委員長理事で打ち合わせをして取り計らいたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○伊藤道雄君 そのことについて。これはもうお聞きでもありましようけれども、ほんの緒論に入つたところなんです。それで時間の制約つきで文部大臣のお出ましについては、私どももさういふから反対しておるわけですね。決して了承してないわけですね。ところが、自民党側の理事御両名においては、十分と制約を受けてきたけれども、まあまあ何とかといふような、しごくあいまいなお言葉で、さういふ大臣見えられたから、そこで時間に関係なければ、われわれはお願いしておつたところなんです。質問を始めたわけなんです。そこで、文教委員会に文部大臣が出られるのは当然なんです、これはわかりました。だからこちらは要請したわけなんです。ところが、今申し上げたように、質疑がほんの緒論に入つたところなんです、さういふ委員長の表現でなくして、ほんの緒論に入つたところなんです。それから、さういふところを頭に置いていただいて、今後十分に時間をかけていただかないとわれわれ了承できないと思ひます。このことを了承の上で語つていただきたい。

○委員(吉江勝保君) ただいま伊藤君からの御発言もありましたので、それも含みまして、あとで委員長、理事で一つ打ち合わせをして、再度お越しをいただくように御協議いただきたいと思います。

○委員(吉江勝保君) 速記をつけて。速記をとめて。

○委員(吉江勝保君) 速記つけて。午前の質疑はこの程度にとどめ、これにて暫時休憩いたします。

午後二時三十分再開

○委員(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

午後一時十五分休憩

政府側出席の方々は、池田科学技術庁長官、島村官房長、久田計画局長、紅原子力局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○横川正市君 この設置法に関連をいたしまして、二、三政府の考え方をただしながら、直ちに実行に移していただきたい問題を質疑していきたくと思ひます。

この原子炉安全専門審査会が設置をされまして、事実上運営をされる場合、いわば科学的な操作、それから運営等についてのいわゆる被害に対する安全を保障していくという見地から運営をされるというふうに考えられるわ

けでありますけれども、實際上、この審査会が設置されて、運営についてどういう範囲でこれが運営されるのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(紅文吉君) 御質問の趣旨は、運営の範囲というよりなお話でございますが、それは原子炉等規制法といっております法律がございまして、その法律によりまして、原子炉の設置をしようとするものはいろいろの条件を備えておらなければならぬといふことになっておりまして、その際に、第二十四条でございまして、第二十四条に、原子炉施設の位置、構造及び設備というふうなものが、十分に放射線から汚染されることを防がなければならぬといふようなことがございまして、そういう許可基準をこの専門審査会にかけまして、もっぱら安全という観点から審査をいたすということに相なるわけでございます。

○横川正市君 行政機関の一部として安全専門審査会が設置されて、これから国のいずれかの地点においても、原子炉を設置する場合には、その専門審査会の議を経て、安全が保障された場合に許可をする、そういう意味で設置をされるという趣旨は私も承知をしていておられます。ただ、この審査会の持つております行政上の一つの範囲といえますか、その中に矢木さんという方が専門委員でおられまして、この人がたまたまこういう発言をしているわけですか。自分たちの任務というものは、これはいわば原子炉の設置についての被害、その他科学的な反応の範囲を出でないのであって、政治的な意味のものは、これは原子力委員会がきめ

ればいいのだというふうにいわれているわけですか。そうなる、私はこの専門審査委員会というものは、非常に幅も狭くなりまして、いわゆる原子力その他の有効な利用については、だれもが反対はしないわけでありまして、それだけに、最も大きな被害をその中に含んでおられるわけでありまして、そういう意味合いでは、もつと広範な審査会という性格を持つべきではないかというふうな考えられるわけですか。もつと具体的にいへば、行政上ももちろんであります、政治的な関係についても、これはいわばこの決定に絶対に従わなければならぬというところまで権限を付与されたものでなければならぬのではないかと。いわば政治的問題については、これはほかでやって下さいという程度の審査会では、非常に力が弱いのではないかと。いふに考えるわけなんです、大体提案された趣旨そのものからいいますと、幅の狭い、権限の少ないもののように思われますけれども、それで運営ができるかどうか、この点を非常に私どもは危惧するわけです。運営と範囲についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) これは御承知のように、従来は安全審査専門部会というところでやって参りました。従って、これは本来臨時的なものでございまして、あなたが今御指摘になるように、政治的なそういう決定権もない。もちろん専門委員会でございますから、それに政治的な判断まで負わすというところは私はどうかと思つております。元来、今度御審議をお願いしております審査会設置に關しまして、これは第三十四国会の衆議院の特別委員会、

あるいは参議院の当内閣委員会においても、この審査機関というものは法制化すべきであるという御趣旨の附帯決議がなされております。その附帯決議をも尊重いたしましてできたのがこれでございます。これは元来、御承知のように、原子力委員会の下部機構としてあるものでありまして、従つて、そこではもつと技術的な面で安全性を審査していただく、こういう建前になつておるのであります。

○横川正市君 私の言ひは、東大の矢木さんというのですか、この人の審査部長としての意見の中に、安全性の結論に際しては、特に声明を發して「われわれの審査はあくまでも科学的な審査であつてそれ以上のものではない。政治的問題の解決は原子力委員会に期待する。」のだ、こういうふうにいっております。同時に、これは審査部会へ辭表を出した坂田さんの意見を拾つてみますと、これはこの審査委員会だけでは、どうも運営上、原子力の利用についての危険を排除するといふ、そういうものになつておらないのじゃないか。だから、もし設置するとするならば、もつと性格的にも、それから政治的にも、行政的にも、もう少し力のあるものを作ることが必要なのではないか。もちろん私も原子力研究所を視察をいたしましたときに、原子力の持つております被害そのものは大きいけれども、日常操作については、用心を盡しておけば大したことはないのだ、こういう言い方をしている所員の人もおりましたから、被害を誇大に考へてその要求を私はこれは出したのではなかつて、もつと政治的な意味で私はこれが必要なのではないかと思つてお

るのですが、現状をどういふふうにするのか、現状をどういふふうにするのか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) 矢木さんが言われたこと、これは私は当然だと思つております。科学の技術者が、専門家がそれを判断するときに、政治的考慮を加えたり行政的配慮をするといふようなことは、これは最も慎まなければならぬことじゃないか。あくまでも科学的な立場に立つて、技術的にこれを審査していただくというのがわれわれの本来の考え方でありまして、

○横川正市君 私は、いわゆるこの万能の力をこの審査委員会に持たせろといふわけじゃない。少なくともこの原子力関係では一人者と云われた坂田さんが、審査結論の中に出ておられますように、安全を保障するのにはこのままじゃ自分を含めての責任としてはとれないといふことから、辭表を提出するまでに発展を起している問題とからめて、この運営と、それから権限の問題とをもつと考える必要がこの中にあるのではないかと。いふに思ふから、その点からこの審査会設置についての政府の考え方は、一体どの程度に運用され、しかも、その幅はどの程度にしようとしておられるのか、これをお伺いしているわけですか。今までの通りのものであれば、私はこれは有名無実でありまして、この考え方を聞きしたあとで、具体的な事例について一体どうされるのかをお聞きしたいと思つておられるわけですか。根本問題ですから、再度御質問申し上げます。

○政府委員(紅文吉君) 今回法制化いたしましたので、設置法の中にあげますに

つきましては、これの裏づけをいたしまして、従来は委員の手当だけを計上しておりましたものを、予算におきましても三百六十一万六千円という予算を計上いたしまして、そうして、その調査の謝金と、委員の手当はもろろんのことでございますが、従来通りでございますが、調査をその人方がまた人を使つてなさるというふうなための謝金といたしまして九十三万円、それから、また実地調査もその方たちにお願したいというふうなために、二十二万円という旅費を計上しております。それから印刷製本とか、あるいは外国の文獻を翻訳して資料として使つていふようなために八十一万八千円という予算を計上しております。また、この原子炉の安全を科学技術的に確かめずためには、計算といふことが非常に重要な要素になつております。いろいろな点を仮定いたしまして、それをそれぞれの関連におきまして計算の値をもつて確かめていくということが非常に重要なことでございまして、従来は、それも予算の計上というものが局の庁費の中に入つていたのでございまして、十分にできなかった。従いまして、直接にその審査委員の方々が計算機をお使いになつて、自分の目で確かめる、そのための計算機の使用料をいたしまして百五十一万三千円というふうなものも計上いたしております。従いまして、これで十分といふことは、あるいは言えなかつたかと思つては、あるけれども、従来に増してそのような委員の方々の活動が活発に行なわれるところの予算といふものは計上しておるわけでございますから、非常に従来に増すところの活発な御調査なりあるいは

御審議なりが期待できるだろうと思っております。

○横川正市君 具体的な問題からそれではお聞きいたしますが、三月二十五日の日に、これは茨城の水戸の水戸米軍ジェット戦闘機の射撃演習場で、たまたま模擬爆弾の投下が行なわれておりまして、その際に、この原子炉の最も隣接地に誤って投下をされている問題があったわけでありまして、これは幾つかの問題が私はあると思う。もちろんこういう場所にあいまい施設を置いたということが、当時のいろいろな状況判断の上で、間違いが起こらないという科学的な立証もあったかも知れません。それから、また、そういう被害が起こらないように、こういう射撃場については取り除いてもらうという条件もあったかも知れない。しかし、その後原子力研究所やら、それからコールドホール型の炉やら、さらには原子力発電所の設置等が行なわれておるにもかかわらず、依然として米軍の射撃演習場はそのまま使用されて、しかも、その被害が日々報道される。こういう点については、私は、いわばもっとこういう問題の起こる可能性のものについては、安全を保障するために、排除をすべき機能のあるものがあつていいのではないかと、機能、権限というか、もっと細心の注意があつて、最大の安全を保障するという建前から、これを決定的に排除していくべき何かがあつていいのではないかと。ところが、それが放任されたまま現状になつてきておる。こういうことにもう少なからざる疑問を持つておるわけでありまして、これはどこにそういう原因があるかと、非常に私はコン

プレックス的なものの考え方をすれば、野蠻地におけるところの文化人の社会的な地位から来るいろいろな不平等な取り扱い、これにも関係するだろうと思ふのです。それから、もっと高度に言えば、私は、これは絶対安全のもとで操業されているから、これはいいんだという科学的な反応も出てくると思うのです。しかし、いづれにしても、そういうような高度な科学的なものではなくて、非常に原始的な不平等の観の中で、依然としてこの危険なものが放任をされていくということについて、一体この責任者はどう考えているのだろうか、この点がまず一番疑問の点なんです。これは池田長官も就任されてから、米軍側という折衝されたようにも聞いておりますけれども、どうも折衝のあとがこうなつたというふうには見受けられないわけでありまして、この点について一つ事情を明らかにしながら、一体これはどうするか、即刻どうするか、お考えをお聞きしたいと思ふのです。

○国務大臣(池田正之輔君) あの大事な東海村の原子炉のそばに演習地があるというところは、これは何といつても大へん遺憾なことでありまして、しかし、これができた過程において、いろいろな事情から、今日まだそれが取り除かれないうちに、今日まだそれが取り除かれないでそのまゝになつておるということも、これはまた事実でございます。今御指摘になりました三月二十四日でございますが、私が就任いたしましたから初めてこういう事態が起きました。その前には幾たびもあつたようでございますが、初めて起こりましたので、翌日はさっそく外務省の担当官を呼びまして、というのは、

御承知のように、日米間の条約によつてこれはきめられておりますので、従つて、いわゆる日米合同委員会の議を経る必要もございまして、その方面の係官を呼びまして、アメリカの司令部に、かような危険な状態はよろしくないから、演習は中止してもらいたいということを嚴重に申し入れをしたわけでありまして、おそろしくかような申し入れを行なつたのは私が初めてじゃなかったかと思ひますが、それで私は司令部の責任者に來てもらつて、嚴重に抗議をするつもりでおつたのであります。が、外務省の方からそういうふうな手続するからということございまして、たので、一応それにかせました。そのしたところが、その日のそれが午前十一時ころでございまして、三時ころ外務省から連絡がございまして、司令部に申し入れをした、池田長官から強硬な申し入れがあつたということを伝えました。そういうところが、アメリカ軍もさつそく會議を開いて、取りあへず原因がはつきりするまでは中止しよう、と、それでバーンズ司令官の名前で、直ちに中止の命令を出されたのであります。これはまことに賢明な措置であると思ひます。これは後いろいろ米軍側として、その原因について検討した結果、今度はつまり降下練習の方法を変更しまして、危険のないような方法によつて練習を行なうということに改められたというところでございまして、それは日米合同委員会でもその問題が取り上げられて、だから日本側もそれを了承して、そういう形で今日練習が行なわれておる。できればこれからこれはやめてもらつて、あの敷地を日本に返してもら

いたい、そして、將來これから日本の原子力センターとしてあそこに次に起つてくる新しい原子炉の設置場所としてこれをわが方では使いたいというのがわれわれの念願でございましてけれども、まだそこまで運んでないことをはなはだ残念に思つております。

○横川正市君 その、はなはだ残念でございまして一体済まされるかどうかという点なんです。この安全というものを最高の目標として進まなければならぬという原子炉の取り扱い等について、私は、どうもやはり被害が起つてからは、人のうわさも七十五日の間は一生懸命何とかするけれども、また忘れてしまつて同じことが繰り返されていくのです。この日本の社会的いろいろな状況等とあわせて考えてみて、あのままで放任しておいて、たとえばあそこ大きな事故が起つた、と、それから池田長官だけが責任をとつてやめました。しかし、この汚物によるところの汚染その他によつて起つてくるところのはかり知れない損害について、かかつたものだけが苦痛と悲慘な思いをするだけでまた忘れられていってしまうというやうな、夢物語のやうなことが起こるかもしれないと、いうところが僕には問題があると思ふのです。だから、最善の力を尽して、安全というところに最高の目標を置くというところが一体どういふことなのか。新聞の報道によれば、六千メートルから落としたから、だから誤つて目標からはずれたが、三千メートルから落つて、日本側では了承しました、これが一体この最高の安全を保障した運営の仕方かどうかということなんです。そ

れから、報道するところによれば、爆撃の方法は肩越し爆撃といつて、いわば宙返りでもつて落とすと、そうすると、飛行機は、日本のように特攻隊精神じゃなくて、飛行機ももちろん、人間も無事生還をすることが目的だから、たまを落とすと、これはとんでもない所に行くといふのは、百発のうち百発がそうだといふ。そこで、その目標から落とせば、何千メートル離れても、いわゆる攻撃力を持つております半徑の広さといふものは、これは相当大きいから、相手方に損傷を与えることについては問題はない。だから、ただ操縦者と飛行機の安全を保障するという意味で爆撃演習が繰り返されておる、こういうやうな事実等もあわせて私は見たときに、一体これは最良の安全度なのか、いや、被害はあるけれども、現状認めざるを得ないのは一体日本とアメリカとの力関係だと、こういうことになるのか。私は、池田長官が率直に認めるならば、これは何をかいいんやです。しかし、対等な立場に立つて、単に防衛をするとかしないとかという義務ではなくて、国民の置かれてある立場そのものがきつめて危険な立場にあるという、それをどう保障するかという立場に立つたら、もつと別なことが私は両者間で話し合つていかるべきじゃないか。返還が最も好ましいと思つておるというならば、なぜ返還をもつと積極的にやらぬのか。また、それが時間的に見通しが立たないのならば、なぜ原子炉の燃料の保管とか原子炉の運転を、これをいかに最良の安全な保障ができるやうにやるか、操業を停止するとか、研究を一時中断するとか、そういう一つの方法が

あつてこそ私は初めて政府が実際の対策を立てるという考え方が生まれてくるのではないかと、思うのでありますけれども、この点について一つ御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(池田正之輔君) この問題は、御承知のように、率直に申し上げますと、日本側が若干見方が甘かったんじゃないか。というのは、あそこに原子炉を作るといふときは、隣に演習地がある、危険だといふことは常識的にわかることであつて、それから、これをこれができるが、原子炉の施設ができ上がるころにはなくなつて、なくなつてしまふといふたやうなもので、それから考へ方も一部にあつたやうに思ひます。そういうふうな、いろいろな過程を経まして今日まで実はきたわけなんです。そこで、最終的にはそれじゃどうなんだといふことになりまして、最終的にはあそこから出て、あつた方が一番いい、それに間違いない。これは神様じゃないからわかりませんけれども、絶対に安全だといふことはだれでもがおそらく断言はできないと思ひます。従つて、これはどういふことが最も望ましい形なんぞでありまして、それにつきましては、お聞き及びかどうか知りませんが、地元の知事さんや何か、これからアメリカに行かれて話をしよう、どういふことになりまして、その結果いかにによつて次の手を私としてはおのずから考へなかつたらぬ。こういうものは、だからといつて、そう急にやるべきではないのか、いわゆる強硬な手段でいくことがいいのか、あるいはやわらかく交渉することがいいのか、要するに、一日も早くいい結果を見ることが望ましい形だと思ひます。

○横川正市君 非常に後任者としてはお困りのやうで、しかし、歴史的に設置したのが悪いといつても、これは仕方がないことだし、それから小型の炉で細々とやつておつたときには、それでも何とか時が過ぎる。しかし、いよいよ本格的に炉を据え付けて運転をする、こういうふうになつてきますと、ますます近接地の爆撃演習場といふのは、これは危険の度合いが高まつてきて、これは危ない、困つただけで時間を過ぎたては非常に迷惑をするのじゃないかと思ひます。私どもいろいろ出ている中で、たとえば二十七年の八月から三十三年の六月までの被害だけでも、誤つて投下されたものだけでも百八十八件、しかも、地図をとつて見ますと、原子力発電予定地、それから英米国の予定地、原研、それから原子力発電所、これらの久慈浜から磯崎、那珂湊まで、おそろしくキロ程にわたりますと、これは十五、六キロの沿岸線です。ですから、この点のやうな安全地帯なんといふものは、今までの実際に誤つて投下された被害の地域を見ただけで、安全の地はないわけですが、ここには、安全の地は一体何かといつたら、五百キロぐらいの模擬爆撃なら、四メートルのコンクリートの壁が破れないから、理化学的には大抵安全だろう、こういうことが安全だといふ

のです。ところが、実際にはここにはB57ジェット機が千メートル離れない所に落ちております。それから、日米合同委員会の取りきめでは、百ポンドの普通爆弾、高性能のロケットを使用してもいいという約束が文書で取りかわされてゐる。これは衆議院の内閣委員会でも飛鳥田さんの指摘によつてその文書が提示されて、丸山調達庁長官がびつくりした。どこからそんな文書が入つたのだらう、こういうことでびつくりしたといふことまで言われておるわけなんです。そうなるべくと、私は、安全の保障されるものはこの地帯には現在はいくつかと考へるべきじゃないか。そこで、相手側が言ふことを聞かなくて、どうも対策がないといふならば、今あそこを使用しているのを、一時解決するまで中断をする、これもきつめて消極的でありまして、それやむを得ない処置である。そうして絶対にどうしてもあそこが必要で再開したいといふことならば、アメリカと本腰を入れて返還の問題について交渉する、これが私は残された唯一の方法だと思ひます。その結果、先日、官としてこの具体的な考へ方に対してどうお考へなのか、一つこの際明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(紅文吉君) お答え申し上げます。先ほどお説でございますが、私たちがこの点日夜頭を痛めております。先ほど長官からもおっしゃいましたやうに、返還についていろいろ手を打たなければならぬといふことを考へております。しかしながら、現在あるところの原子炉の施設関係を、その問題が解決するまでしばらくでもとめると

かいうやうなことは適當な措置ではないのではないかと考へております。先ほどいろいろ質問の、模擬爆撃弾その他が落下したといふことを御指摘ございましたが、三十四年の十二月二日に原子力委員会の方から強硬な申し入れをいたしまして、日米合同委員会に問題が移されておりました。飛行方向を原子力研究所から相当距離を離すといふやうなことから、あるいは標的を今度海上にだけ置いていたのを海上に移すとかといふやうな措置等をとつておりました。それ以後におきましては、原子力研究所近くの事故といふものは非常に減つております。同時に、原子力研究所の近くのみならず、そのほかの誤投下等も相当に少なくなつております。最近、ただいま御指摘になりましたやうな、三月の二十二日に、原子力研究所の炉から、直線コースにおきまして三千五百メートル離れた所に模擬爆弾が落下してありますけれども、これは原子力研究所の炉にきつめて近い所の誤投下の件でございます。その結果、先日、長官から嚴重な抗議を申し入れまして、中止を一時いたしました。原因の究明は、先ほど御指摘になりましたやうに、高度にも相當關係があるやうでございます。それから、高度の点と、それからまた爆撃のスタイル等につきまして、御指摘がございましたが、そのやうな点についても十分に反省をいたしまして、米軍側としては、いやしくも原子力研究所ないしは原子力発電所の構内に誤投下があるといふことは、絶対にないやうにといふ配慮をいたしておるやうな次第でございます。やはり短兵急に返してもらいたないのでござ

ますけれども、多少の時間の余裕はかしていただきたものだといふふうに考へる次第でございます。

○國會議員(田中君) これは政府として、あそこを返還してもらうやうに、はつきり交渉しておられるわけですか。とにかく常識的にいまして、世界的な常識からいって、航空路の下に原子力研究所がある、原子炉があるといふやうなことは、常識外、そのそばで戦艦、ジェット機が演習をやつておる。しかも、原爆投下の模擬演習をやつておる。そういう誤投下——誤つて落ちるというやうなおかしなことが日本で行なわれている。それに対して、どうも私は先ほどから聞いていますと、聞き漏らしたかもしれませんが、返して欲しいといふのはやまやまだとおっしゃるのですけれども、これはやはり政府は強硬に申し入れるべきだと思ひます。アメリカといへども、そういう人命を無視したやうなやり方、そんなことは世界の常識で許せないと思ひます。それけれども、強硬な態度で交渉しておられるのかどうか。それをはつきり、聞き漏らしたかもしれませんが、長官から伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田正之輔君) これは突如として私の時代に起こつた問題なから、交渉のしやうもあると思ひますけれども、実は今まで幾代かの間、これをそのままに見過したわけじゃないのです。幾多の交渉を重ねて、未解決のままになつてきた次第でございます。そこへ私が出まして、また重ねて誤投下がございましたので、今度は非常にこれは強く要請したのであります。その結果スタイルを変えたり、方法を變えて、そこまでは向かうも若干

引き下がったというのが現状でございます。なお、さらに進めて、演習地の返還を要求するというつもりでございますが、それにはおのずから順序がございますので、この事情は地元の方の知事さんなんかも一番よく知っておられるわけでありまして、そこへ自分たちがまず行って話をしようということでは、この間から司令部に行ったり、近くアメリカ本国へ参りまして交渉してくる、こういう段階になっておるのであります。

○鶴岡哲夫君 その地元の知事さんが行かれる、それもけっこうでございます。しかし、地元の知事さんがやられるから、順序があるというふうなことで済まないことじやないですかね。日本をえらく野蠻国のように見ているのじやないでしょうかね。こういうことで、そんな航空路の下にも置いてやらぬという原子炉を――原子力研究所ですが、演習場の近くにあるとか、誤投下が行なわれている。そこへ政府は、何か知事さんの返還要求を待っているというふうな話では、もつと私は長官だけじやなくて、総理みずからもこれを、返還を一つすみやかに要求さるべき問題だと思ふのですけれどもね。何か少し弱いですね、いつもの長官のその気力に似合わず。何か大へんな問題があるのじやないですか。常識的にいっておかしいですよ。もつとはっきり一つやつてもいい。

○国務大臣(池田正之輔君) お答えしますが、おおよそ、これは強引にやることができることではないことがございまして、その辺の手かげんを実は私、考えている段階でございます。

○鶴岡哲夫君 これは強引にやっております。だいたい問題じゃないのじやないですか。大へんな危険な状態にあるのだから、強引にやるとかやらぬとかいう問題外の問題じゃないですか。即刻強引にやらなければならぬ問題じゃないですか。どうも事情を明らかにしていただきたいと思ふのですがね、何かその強引にやれない理由があるならば、これはおかしいですよ。野蠻国ならともかく――野蠻国だって承知できないのです。日本のこの東京のすぐそこで行なわれているのに、そこに経緯があるから、強引にやれないとか、順序があるというのじや、どうも私、承知できないのです。すっぱり言ってもらいましょう。長官、はっきりして下さい。

○国務大臣(池田正之輔君) これは申すまでもなく、占領後の日本における米軍基地というものを認めて、今日まで長い経過を経てきておりますから、その経過から見ても、もちろん、しかも、その後両国の条約によって認められたという事実でございます。この事実からいって、しかも、なおかつ、私の立場からいって、これは困るといふので、実は時期をねらっておつた。そうしたところが、この間誤投下がございましたので、一応中止を要請した。米軍とすれば、練習は一日も欠かされなところなんでは。こういうので、しばらく休んでおりましたが、その後原因を調べたところが、これからこういうふうな方法でやれば、そういうことは万々一起こらないだろうという考え方に立って、それで一つ認めてもらいたい、こういうことで、前から見れば、米軍側としても相当な譲歩

をしたといわなければならぬと思ひます。もう一歩引いて、これを全廃したというところは、あなたから言われるまでもない、私もそれは同感なんです。ただ残念ながら、従来の経過等がありますので、今までは認めておいて、今急によこせと言つても、なかなかこれはいかないことなんで、そこはうまく外交折衝というところで、早くこれを何とかするようになりたいというのが、今の段階でございます。どうも弱いと言われるかもしれませんが、その強いはかりが男じゃないのですから。

○横川正市君 どうも池田長官の言っていることは、私、ちよつと理解ができないのです。両者協議をしてきめられたことであるからやむを得ない、その中にはこういうことがあるのです。か。たとえばアメリカ側は、きわめて危険だから、あそこに研究所を置いてもらつては困ると、こういうふうに言つたんだが、日本の方は、いやいや危険については、私の方で十分安全を保持するようにいたしますから、どうぞあそこに置いて下さいと、こういうふうに言つてあそこに置いたものかどうか。この点、私はさういふばかなこととはなれないと思ふのです。もつとも茨城県の前知事の友末さんの、あそこへ研究所を持つていくまでのいろいろのいきさつについては、保守政治家の特有の住民ごまかしの何か宣伝が行なわれておるようです。岩上知事になつてから、初めてその危険を地元民と一緒に話し合つて、それを国会に陳情するようになったという一連の関係があるようです。しかし、それにしても、あそこに発電所、研究所を持つてくること

が、日本側のいろいろな方法によって米軍側には迷惑をかけませんというこゝで建てたとは、私は思われないんですよ。

それからもう一つは、今度、教授であるアメリカの大使が日本にやつて参ります。一説によれば、軍人の大使から行政官の大使、行政官の大使から民間人の大使というの、相手国の力をだんだん認めていった現われだといわれておりますが、さういふ程度アメリカは日本を認めたことになると思ふのですけれども、しかし、日本人の対米感情というもののつれの一原因は何かといへば、やはり基地を持つていける原因や、しかも、こういうふうな危険な状態にありながら、なおかつ演習が続けられ、抗議を申し立てれば一時演習を中止したり、回数を減らしたりするけれども、日にちがたれば、またも同じことが行なわれる。さうしてこの事態なんか大へんなのは、あなたが実際に抗議を申し込んだのは六日の日でしょう。それなのに二十二日、二十四日には再び爆弾が投下されておるわけですね。こうなつてくると、一体、日本の出先の人たちは、アメリカに子供が何だかだこねていつたら、あめやるといふてあめもらつてきて、それで泣きやんだというふうな、きわめて納得のいかない折衝をしておるうちにしかたないわけですよ。それじゃどうも私も私では了解できないから、もしそこまで低いのなら、最初言つたように、この問題が解決するまで、事実上あそこの運転を中止をする、燃料公社もあるわけですから、燃料公社もこれも操業を中止して、さうして返還を待つ、こういうこ

とが最善の安全を保つ処置だと私もは考えるわけですね。もう少し日にちを待つて下さいということでは、納得ができません。操業したいということならば、私は、少なくともあそこで連綿として再び模擬爆弾、あるいはその他の事故が起り得るという、こういう事態を察知できるわけですから、アメリカに対して返還の最も強い要求をすべきである。これはなぜ私は防衛庁の丸山長官と防衛長官とやらないかといふ、こういう点もありませんが、もちろん、これはやるつもりです。しかし、実際はあそこにいる責任の役所が科学技術庁なんです。池田長官は、最も大きな被害を受ける立場として、積極的な行動が私はあつてしかるべきだ、こう思つておるわけでは、先ほどの答弁では全然納得がいかぬもので、もう少し明快に交渉の態度とか、あるいは日時とか、あるいはさうでなければ安全を保つ最善の方法は、こうやるとか、具体的にやつて、この際ですから、提示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田正之輔君) お答えいたします。誤投下があつたのは二十二日でございます。翌日、私、夕方その話を聞いたのでありますが、その二十四日の朝、役所に出まして、そこでさうそく外務省の担当官を呼びまして、私から嚴重な抗議を申し入れた。その日の午後三時に向うから返事がありまして、六日というのは――さうしてその日の午後また誤投下があつたというのが事実でございます。日米合同委員会は四月の六日に開かれまして、先ほど申し上げたような形で一応の

決定を見た、こういうことでございませう。

○横川正市君 六日は、これは私の読み間違いでした。そこで問題は、六千メートルの上から落とすから目標を誤ったのだ。今後は三千メートル以下の低空から投下するから誤投下はないと約束したので、アメリカの演習は、三月二十四日から中止されていたが、同日の委員会では日本側代表が米軍の申し入れを了承したから、今日の七日から演習が再開される、こういうふうに報道されているのです。これはその通りですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 七日から一実際に始めたのはそれ以後だと思えますから、合同委員会を開いてそういう話をしたのは六日でありませう。その後どういふふうになっておりますか、そこまでは実はわかっておりませう。

○横川正市君 非常に不満なんです、そういうことでは。ですから私はさっき、たまたま日本の権威者であります坂田博士が、安全を保障することができないと、自分の良心からいってそういうことの一項の中に、米軍爆撃演習場の問題も入っているわけです。私は学者の良心から見ても、それから実際に研究しているいろいろな立場からその被害をよく知っている、そういう立場から見ても承でないと言つて、責任をとれないからと言つて辞職をしたという事実も出、さらにまた八木審査部長ですか、これは政治問題については、私の関知するところではないと言つて、科学的な審査だけなんだ、こういうふうな、頼む審査委員会が、これが設置され運営されても、そのこと

によって何の安全も保障されないというところ、依然としてあそこがそのまま放任されているということでは、私どもとしては、どうしても納得できないわけですね。ですから私は、これはいけば、原爆の被害に最善の注意を払うことももちろん大切でしょうが、そういう環境の中で運営されていることについて、一体政府はどうするのだ、この点をしっかりとしないで、万全の措置、万全の措置と言つたつて、これはだれもそんなものは信用できないです。しかも、先ほど鶴岡君が言つたように、世界のどこを探してみても、爆撃場の所に背中合わせになつて原子炉が置いてあるところはないというのです。それほど世界の各国は安全を保つために注意を払っているのに、日本だけがこのまま放任されているというのでは、ないと思つて、長官として、この今の答弁なら放任の答弁なんです、放任をしようと、ここははっきり言うのですか。それとも放任はできないから最善の努力——ただその努力は一体何なんだ、具体的にこの際明らかにしてもらいたい。これは私はできると思うのです、政府の責任者なんですからね。それで、アメリカとの力関係でできないのだとすれば、私は先ほど言つたように、国民感情が許さぬでしょう、こんなことは。少なくとも南極探検でタローやジョーの犬をあそこへ置いてきたというところでさえ世論があれだけ騒いだのですから、しかも、国内で人間がいづ爆撃下の中で傷を負うかもしれない、あるいは命を失うかもしれない、あることを放任しておるということ、これはやむを得ぬのだということになつたら、これは大へなことだと思

うのです。私が誇大にこれと言つておるのか、そうでないのか、この点も一つあなたの意見をお伺いしたいと思ふのです。

もつと二つはつきりしていただきたいと思ふ。あなたの方の態度がはつきりしなければ、調達庁の丸山長官というふうな、あの全くヒョウタンナマズで、この委員会に来て、それはもう前言が前言じゃないですよ。私はやはり実際にあなたの方の、研究所がある所の者が本腰を入れないで円満な解決はないと、こう見るのです。その点、あなたのはつきりした態度をこの際明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(池田正之輔君) これは丸山長官レベルで話がつく問題ではございませう。少なくとも私並びに総理が、いやくも政治の責任においてこれはやるべき仕事だと私は確信しております。しかし、先ほど申し上げましたように、それにはおのずから今までの経過もございませう、順序がございませうから、私はこれから何もしないと言つておるのではございませう。何かをしなければならぬ。ただ、どういふ方法でやるかというのを、今ここで私は明らかにすることは適当じゃない、かように考えますので、行動を起こすことを、はつきりどういふ方法でやるかというのを申し上げることは遠慮さしてもらいたい、かように申し上げておるのであります。

○横川正市君 それは、私は何となくその気持はわかったが、国民の皆様の承知しないと思ふのです。ですから、少なくとも方法というのはいふまでもありません。返還してくるか、それともあそこの研究を一時中止するか、最

善の安全保障をするのはこの二つです。ただ、それまでには何とか注意しながら、政府としては、返還をいつまでに実現したい、こういうことであらう。私は一つの回答だと思ふのでありますが、具体的な問題については、これ以上言えぬということでは、これは回答にならぬ、こういうふうに思ふわけですね。その点一つはつきりしていただきたい。

○国務大臣(池田正之輔君) これは何べんも申し上げますように、これから私が起こそうとする行動、これはいろいろ方法があるわけですね。先ほど言いましたように、茨城県の知事さんや地元の方々が向こうに行かれるというところも一つ。それと機を合わせて、そのいかにによつては、こちらで私がある行動を起こすということも考えられます。しかし、その場合に、在日米軍の司令部というものもあるし、あるいはアメリカ本国の広報部といふもの、あるいはいろいろな形がございませう、どこどこか、あるいは抗議をするのか、したらいいか、効果的であるかというふうなことも、これからの研究の課題であります。それには、一番今までの経過から見て、もう二、三日のうちに立てられるはずで、茨城の知事は、その結果を待つことも一つの重要な参考になる、こういうふうに考えております。

○横川正市君 私ここで質問をそれやめれば事が済むことではないと思ふので、やっぱりそれはいいけな

うのです。被害が前回から引き続きあつたものが、その後中断されておつて、事実上の誤つた行為というものが、あなたの方の御答弁で満足だと思ふのですが、しかし、相手側は中断をしないで、今あなたの言われるように何か遠い所に落ちておるものではないわけですね。二十四日の午前十時ごろに落ちたのは、柳沢さん、あるいは井上さんの畑に落ちたのは一・三四キロ離れた所でありませう。こんなのだたら、ジェット機ならばほんの数秒の所なんです。実際考えてみたら、はだえにアワを生ずるような事態が実際に起きておるわけなんです。遠い所に起きているから高みの見物ができるといふそういう事態じゃないのです。そういう点から考えて、私は今、池田長官が知事たちの渡米も一つの解決の柱だと、こういうふうに言われておりますけれども、もっと政府自体として動くべきことがある。それはやはり当面の責任者である長官あるいは総理が、この問題についてもっと本腰を入れて折衝する。それなら私はきよはこれ以上質問をしないのです。アメリカに對して。そうして事態がはつきりしないなら、国民世論というものは私は許さないし、アメリカはそれでもなおかつ続けるということになるのかどうか、私は非常に重要な問題だと思ふ。そういう意味でぜひ一つはつきりとした態度をとってもらいたい。再度一つお答えいただきたいと思ふ。

○国務大臣(池田正之輔君) これは今まで一緒に手をつないで歩いてきて、途中からばかやうと言つてなぐるようなもので、やっぱりそれはいいけな

い。自信がないとけんかでもできませんよ。そこで、幸か不幸か、この間そういうチャンスがあった。そこで、私はこのチャンスをつかんで、私は國務大臣としてのみならず、原子力委員長の立場に立つて、もしも万一原子炉が危険であつたとか、あるいはこれによって被害を受けるというような事態が起るとすれば、これは日本にとつて不幸なばかりでなく、両国にとつても非常な事態だ。従つて、原子力委員長として、これは一切の責任は私にありますから、そこで、嚴重な抗議を申し入れた、こういうことでございます。実は外務省がびっくりするようになんかよくでそのときやつたのです。自分のことですから、あまりそれ以上申し上げませんけれども、そのために、賢明にもここで直ちに中止の命令を出してくれたので、その結果さらに合同委員会、これはおそろくあそこまで演習の形を変えられたということは、アメリカ軍にとつては演習効果が相当減つていゝるだろうと思ふ。そうならば当然アメリカ側としても、演習効果の少ない所で演習するよりも、何かやはり考えるところがあつてしかるべきじゃないか。これは推察でございますが、この機を逸せずの一つ追い打ちをかけてみようというのが私の気持であります。

○横川正市君 これは私はその問題は、もちろん当面の責任者である池田長官と内容について審議をするということも大切ですし、あわせて長官に一つ列席してもらつて防衛庁長官ないしは調達庁長官と一緒にもう少し事態を明らかにしたいと思ふのです。

ただ、最後に、総理が六月に訪米するわけですが、そういう際に、この問

題を、相手側と話し合う項目として持ち込むだけの価値のあるものとあなただけで判断されているか、いや、総理はもつとでつかい話をするので、こんなことかいは話をしないので、こうお考えになつておられるのか、私はこれは非常に大きな問題だから、一項目持つていくべきである、こういうふうな思ひますが、長官の意見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田正之輔君) 総理が今度アメリカに行かれるにつきては、もちろん、これは日本政府を代表して行くことであり、日本国民を代表することでございますから、その席において、いろいろな懸案となつてゐる問題が出ることは当然であります。従つて、今度向こうへ行かれるにつて、このことに安保条約以後における日米兩國の關係というやうな問題は、いろいろ角度から検討されることだらうと思ひます。従つて、その場合において、私も、外務大臣ではございませぬけれども、いやくも國務大臣としてみずから意見を持つております。しかし、その意見につきては、まだ総理と話し合ひしておりませんが、当然この問題も取り上げていい問題だと、ただ、その場合に、総理が直接取り上げていくことがいいか、それとも私がやる方がいいか、どつちを先にすることかいいかといつたやうなことも技術的に考へていかなければならぬと、さうに考へております。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記を止め。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) それでは、速記つけて。

○委員長(吉江勝保君) 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入りま。

政府側出席の方は追水経済企画庁長官でございます。

御質疑のおありの方は御発言願ひます。

○村山道雄君 大臣にお伺ひいたしましたのでございますが、経済企画庁設置法の一部改正法律案によりまして、このたび地域経済問題調査会を設置をされる法案を御提出になつたわけでありま。

現在、経済企画庁で、国土総合開発法に基づきまして国土総合開発審議会、全国計画をお作りになつておるやうに伺つております。私が予算委員会でお伺ひしたところによりま。

現在、経済企画庁で、国土総合開発法に基づきまして国土総合開発審議会、全国計画をお作りになつておるやうに伺つております。私が予算委員会でお伺ひしたところによりま。

な計画そのものでございまして、これは全国国土総合開発審議会の所掌でございます。実は、この地域経済調査会というものを予算に要求いたしました。当時におきましては、地域経済といつて、一体根本的なものか、考え方確定してないといひますか、どういふことをいへばいいの、考へればいいのか、たとえば所得倍増計画において、太平洋ベルト地帯というやうな問題を考へてゐるし、通産省の方では工業立地の問題を重点に置いた地域的なものを考へてゐるし、建設省の方では広域都市といひますか、それから自治省の方は基幹都市、いろいろ地域経済の問題をそれぞれの立場から考へておるが、それを根本的に一つ地域経済といふものの概念を明らかにし、どういふ問題を取り上げべきかといふことを根本的にやつてみようじやないかといふことで、予算を昨年の七月でござい

ますか、要求をいたしました。

そこで、きわめて率直に申しますと、いふと、現在進行中でありま。

総合開発計画の前にならう問題の研究があるべきであつたかもしれな。それなら、もう全国総合開発計画ができてしまつたのだから、そういう調査会は要らないじやないかとおしやるに非常な困るのですけれども、しかし、全国総合開発計画といふのは、一応何と申しますか、地域的な所得格差を是正するといふことを根本の趣旨として、その点から出発した一つの開発計画を立てておるわけなんです。ところが、地域経済問題の根本問題、基本的問題を調査する調査会といふものが依然必要でありまして、従つ

て、広域都市の問題についても、調査費が今度の予算には組まれました。自治省の基幹都市の問題についても調査費が組まれておりますが、そういうものの調査をそれぞれの立場で進めると同時に、地域経済問題調査会の予算も認められまして、五千万円の調査調整費といふものがつきまして、地域問題といふものを根本的に考へて、もう一べんやり直す。従つて、これから出てくる結論によりましては、それまで今日申し上げるのは、あるいは言い過ぎであるかもしれませぬけれども、六月に一応でき上ります。国土総合開発計画といふものに對しまして、若干の見直しを將來しなければならぬ場合も起り得る可能性もないわけではない、こういうふうな考へております。

○村山道雄君 その点は、一応現在の国土総合開発計画による全国計画は、地域格差の是正というやうな観点に立つてでき上るのであるけれども、今回の地域経済問題調査会の調査と相俟つて、將來多少手直しをする場合が出てくるかもしれないといふ点につきま。

しては、御説明を了承いたしましたのであります。さういふことであります。すると、さらに進んでお伺ひしたいと思ひます。ただいまお話もございましたように、国民所得倍増計画では、地域経済の問題につきては、投資効率といふことを非常に重視されておるのであります。それから申しますと、その見方が多少近視眼的であり、投資効率に重点を置いて、そのほかの地域の所得格差を是正するといふことの経済効果というやうな点についての見方が足りなかつたように思われるのでござい。

適当の所に置くという、抽象的にはそういうことでございます。

それで、総合開発計画というものは、今まで全然できておりませんので、とにかく所得格差是正、これは予算委員会でも御説明したのだったかと思えますけれども、現在所得の格差はどのくらいになつてゐるか、東京と鹿児島では三対一、大体そういう比率だと思ひます。全国平均を一〇〇にしまして、鹿児島が六〇くらい、東京が一五〇くらい、それをたとえば鹿児島を例にとりますと、全国平均が一〇〇に対して七〇に上げようか、上げた場合はどうなるか、どういふものを、どのくらい工業をもつてこななければいけないか、七五に上げた場合にどのくらいの工業をもつてこななければいけないか、そういうふうにして今研究をして、その格差の是正ということを重点にして、というのは、そういう意味でございまして、そういうところからスタートして、いろいろ仮定を設けては作業して、修正をしつつ進めておる、そういうふうなものでとにかく全国総合開発計画というものを一ぺん作つて、一つの問題の基本的種をここに出す、この全国総合開発というものは、おのずから太平洋ベルト地帯の産業立地小委員会に對する若干の修正になるでしょうから、産業立地の問題、工場配置、産業配置の問題については、全国総合開発計画の方が所得倍增計画に優先するといふ、ちょっと言葉が乱暴過ぎるかもしれませんが、大体の感じとしては、そういうような感じでもって取り扱いたいと思つておるのであります。そこで、そういうふうなものができた場合に一つの地域、北九州なら

北九州の地域の経済というものはどう
いうふうにあるべきかということは、
今後検討されていくべきだと思ふ。そ
ういふ場合に、この地域経済問題調査
会は地域経済というものの根本理論と
いうものを研究しますと同時に、そう
いう点に入つても考えていかななくち
やならない、こう思っている次第であ
ります。

○小幡治和君 だから、要するに格差
をなくするということは、それはもち
ろんけつこうなんです、格差のなく
し方にどういふ一先ほどあんなの言
われた産業立地なんです、産業立地
といつても、いかなる産業で、この地
勢のところへ、この交通のところへ、
この気象のところへどういふ産業を考
えて格差をなくするか、これは各地
域によつて非常に違ふと思ふ。それを
みな同じように、京阪地区と同じよう
に、格差をなくするために引っぱり上
げて、工場を持つてこようといつても
非常にむだだと思ふ。そこで、東北は
東北、九州は九州なりはどういふもの
を全国的に配置して、要するに適正配
置して、そうしてその適正の態様はみ
な違ふ、その態様の違ひ適正の中にお
いてそれぞれの格差をなくしていこ
う、それをやるのが総合開発じゃな
いと思ふ。その総合開発ができずし
て、ただ地域の経済の方に持つてい
たところで非常にちぐはぐなものに
なつていきはせぬかということだと思
ふのです。私も村山さんの意見と同じ
意見を持つて、この間の予算委員会
御質問したわけなんですけれども、そ
の点。

○国務大臣(追水久常君) どうも鹿兒
島の例ばかり引いて悪いのですけれど

昭和三十六年四月二十一日印刷

も、たとえば鹿兒島の国民所得の割合
を平均一〇〇に対して今六〇というも
のをかりに七五に上げる、その辺まで
上げてくるためには、現在の農業をど
のくらいに、どういふふうに直してい
けば、農業生産で何%上がる、その
ほかは二次産業、三次産業をあそこ
育成することによつて上げる以外には
方法はないわけなんです。従つて、鹿兒島
に大体どういふような程度の二次産
業、三次産業を起さなければいけな
いというのが、総合開発計画の内容で
ありまして、そういう産業を鹿兒島な
ら鹿兒島に移さなければならぬ、起
こさなければならぬといふれば、今度
は地域的に産業道路をどうするとか、
港湾をどうするとかいふ問題がそこ
についてくる、こういうことだと思ふの
です。考へ方の出発点の問題なんです
けれども、一応今立てつつありますと
ころの全国総合開発計画というもの
は、所得格差の是正といふことを出発
点として、所得格差をこの程度是正す
るためには、この程度の二次産業、三
次産業をこの地域に起さなければい
けない、農業はどういふふうに生産性
を上げなければいけない、こういうこ
とが出てくる。それをさらに具体化し
ていくためには、あるいは地域経済問
題調査会等においても御研究願ひ、具
体的に道路の問題とか、それに入つて
いく、こういうことです。既存の道路
を前提としていつたら、それは格差は
縮まるところじゃなくて、大きくなる
ばかりじゃないかと私は思ふのですけ
れども、そういう意味です。

○村山道雄君 私は、先ほどの追水大
臣のお答えに満足したものでありま
す。地域格差の是正が行なれない所

昭和三十六年四月二十二日発行

得倍増といふことは私は成り立たない
と考へますので、その考へ方によりま
して、この地域経済問題調査会から
いい結論の出すことを期待いたしま
するし、それとの調和を保ちながら全
国計画、各地域計画のりっぱなものを
お作りいただくように希望いたしまし
て、私の質問を終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言ご
ざいませぬですか。——他に御発言も
なければ、本案に対する質疑は本日は
この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会

第十二号中正誤

一ページ、一段二行目の次に『伊藤
顕道君』を加えるの誤り。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局